

訂 正 表

『土地家屋調査士 記述式過去問マスター II 建物・区分建物編』【第九版】におきまして、以下のような追加訂正が判明いたしました。お客様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びしますとともに、下記のように修正いただきますようお願い申し上げます。

東京法経学院

(令和8年9月1日更新)

該当箇所	訂正内容等
p.98 B-2-2〔H22-22〕問2(1) ……完成させなさい。	⇒文末に下線部追加 ……完成させなさい。 <u>ただし、検索用情報は記載することを要しない。</u>
p.106 B-2-2〔H22-22〕〈解答へのアプローチ〉 5の(注)のあと	⇒(参考)を追加 (参考) 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等(法49条1項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。)又は所有権の更正の登記(その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。)を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者(これらの登記の申請人である場合に限る。)が国内に住所を有するときは、これらの登記の申請人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者についての次に掲げる事項(「検索用情報」という。)を申請情報の内容として申し出るものとされている(規則158条の39第1項)。 ①氏名、②氏名の振り仮名(日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの)、③住所、④出生の年月日、⑤電子メールアドレス 検索用情報を申請情報の内容とするときは、令3条1号に掲げる事項(申請人の氏名及び住所)に続けて記録して差し支えない。 ただし、本問では、問題の指示により、これを記載することを要しない。

p.324 B-3-16〔R7-22〕 問4〔語句群〕 …… 6月以下の<u>懲役</u> …… 同 (注)のあと	⇒下線部を修正 …… 6月以下の<u>拘禁刑</u> …… ⇒追加 ※法改正にともない、〔語句群〕の一部を変更しました。
--	--